

中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校(以下「本校」という。)のすべての生徒及び教職員(勤務形態を問わず本校で就労する全ての者)が個人として尊重され、良好な環境において就学及び就労しうるよう、ハラスメントの防止とその対策並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ハラスメントの定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、相手方の意に反する不当行為のことであり、行為者が意図するとせざるとに関わらず、相手にとって不快な言動として受け止められ、その行為によって相手に利益や不利益を与えたり、不快感や差別感、あるいは脅威や屈辱感を与えることによって、相手が本校で就学又は就労するための環境を悪化させることをいう。

(教職員の責務)

第3条 本校に勤務する教職員(非常勤講師・臨時職員を含む。)は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、学校内の秩序を乱すことを自覚し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第4条 本校は、第1条の目的を達成するために、ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を設置する。

2 防止対策委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 事務長
- (4) 部長の中から2名
- (5) 教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された者4名(うち少なくとも2名は女性とする。)

3 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

4 防止対策委員会に委員長を置く。委員長は校長が執り行う。

5 委員長は、防止対策委員会を招集しその議長となる。

6 委員長は、必要と認めるときは、防止対策委員会の承認を得て委員以外のものの出席を求めることができる。

7 防止対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議事を審議することができな

い。

8 防止対策委員会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(防止対策委員会の任務)

第5条 防止対策委員会は本校におけるハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、ハラスメントに関する相談苦情の申し出が本校の生徒及び教職員からなされた場合、公正な調査を行い事案に対処するための必要な措置を迅速かつ適切に講じ、適正かつ公正に解決するよう努めなければならない。

(調査委員会)

第6条 防止対策委員会は、次の各号に該当する場合にハラスメントの事実関係の調査に当たるためのハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

- (1) ハラスメントの苦情の申し立てがあったとき。
- (2) 防止対策委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(調査委員会の組織)

第7条 調査委員会は、防止対策委員会が選考し校長が指名した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任期が終了するまでとする。
- 3 調査委員会に委員長を置く。委員長は防止対策委員会が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 5 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議事を審議することができない。
- 6 調査委員会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、調査委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査委員会の任務)

第8条 調査委員会は、次のことを行う。

- (1) ハラスメントの事実関係を2ヶ月以内に明らかにすること。
- (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (3) その他、当該事件の事実関係を明らかにするために必要事項。
- (4) 調査委員会は、調査結果を防止対策委員会に報告しなければならない。

(相談員)

第9条 防止対策委員会は、ハラスメントに関しての苦情相談に応じるために、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は防止対策委員会が選考し、校長が任命する。
- 3 相談員は、苦情相談があった場合、問題を軽視せずに、問題の解決を最優先に考え、問題の深刻化・拡大化の防止に努めなければならない。

4 相談員は、相談者が被害の救済を求める場合や改善措置が必要であると認めた場合には、ただちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 防止対策委員会委員及び調査委員会委員並びに相談員は、任期中及び退任後においても、当事者のプライバシーの保護に最大限に努めるとともに、知り得た情報を他に漏らさない義務(守秘義務)を負う。

(二次的被害の防止)

第11条 本校は、相談者・相手方当事者・相談員に二次的被害が起こらないよう十分に配慮しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。